静岡県パートナーシップ委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　本県の活力ある地域づくりに向けた協働の推進を図るため、静岡県パートナーシップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
（１）ふじのくに協働の推進に向けた基本指針に関すること
（２）ふじのくにＮＰＯ活動センター等運営業務に関すること
（３）その他、上記に関連する協働推進施策全般に関すること

（組織）
第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
２　前条第２号の所掌事項のうち、ふじのくにＮＰＯ活動センター等運営業務の受託者の選定及び評価を行うため、委員会の下にふじのくにＮＰＯ活動センター等運営業務受託者選定部会を設置する。
３　ふじのくにＮＰＯ活動センター等運営業務受託者選定部会の運営に必要な事項は別に定める。

（委員）
第４条　委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。
（１）学識経験を有する者
（２）社会的課題に対する活動を行うＮＰＯ等の関係者
（３）金融機関関係者
（４）企業関係者
（５）行政関係者
（６）その他、知事が必要と認めた者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員は、再任を妨げない。
３　補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。
２　委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
３　委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（守秘義務）
第７条　委員は、会務で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（会議の公開）
第８条　委員会は、公開で行うものとする。
２　委員会の議事要旨及び委員配付資料はホームページ等で公開する。

（事務局）
第９条　委員会の事務を処理するため、事務局を静岡県くらし・環境部県民生活課に置く。

（その他）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則
この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。